

苦 交 協 号
令 和 7 年 9 月 11 日

苦前町地域公共交通活性化協議会委員 各位

苦前町地域公共交通活性化協議会
会長 成川 敬

福祉有償運送の更新登録に係る協議について（送付）

日頃から、本協議会の運営に対しまして格別の御高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

現在町内で福祉有償運送を行っている「社会福祉法人苦前町社会福祉協議会」の福祉有償運送に係る登録の有効期間が令和7年9月30日（火）をもって満了となり、引き続き福祉有償運送を実施するためには、更新登録に係る申請及び町地域公共交通協議会における協議が必要となっているところです。

つきましては、当該社会福祉法人より、福祉有償運送の更新登録に係る申請があり、当協議会にて下記の協議事項について協議を実施したく、資料を送付しますので、御多用中大変恐縮ではございますが、ご確認をお願いいたします。

なお、申請内容につきましては、事前に事務局で確認し、別添資料のとおり適当と認められましたので、その旨ご報告いたします。

また、協議事項について、異議等ある場合は、別添「異議申立書」に必要事項を記載の上、事務局までご報告をお願いいたします。

期日までに、異議等がない場合には、下記の更新登録に係る協議が調ったこととしますので、よろしくお願い申し上げます。

記

1 協議事項

福祉有償運送更新登録に係る協議について（社会福祉法人苦前町社会福祉協議会）

2 送付書類（更新登録申請内容チェックリスト、更新登録に係る申請資料（個人情報を含むものを除く）、異議申立書）

3 異議等について

協議事項について、異議等ある場合には別添異議申立書に必要事項をご記入の上、令和7年9月25日（木）までに事務局へ提出をお願いいたします。

協議事項について異議申立てがない場合は提出不要です。

期日までに異議申立てがない場合には、上記更新登録に係る協議が調ったこととしますので、よろしくお願いいたします。

【事務局】

住 所 〒078-3792

苦前郡苦前町字旭 37 番地の 1

担 当 苦前町総合政策室総合政策係

電 話 0164-64-2040 FAX 0164-64-2142

メール sogo@town.tomamae.lg.jp

「福祉有償運送更新登録について（社会福祉法人苫前町社会福祉協議会）」
に関する異議申立書

令和7年9月 日

所属・会社・団体名 _____
職 氏 名 _____

下記のとおり異議申立ていたします。

（下記担当あて（メール、FAX、郵送等）、令和7年9月25日（木）までにご提出願
います。）

※協議事項について異議等ない場合には提出は不要です。

【提出先】 苫前町総合政策室総合政策係
住 所：〒078-3792 苫前町字旭 37-1
電 話：0164-64-2040
F A X：0164-64-2142
メール：sogo@town.tomamae.lg.jp